▲ワイドスターⅢ通信サービス契約約款

(令和5年9月 経企第2252号)

第1章 総則		
第1条	約款の適用 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 4
第2条	約款の変更 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 4
第3条	用語の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 4
第2章 ワイ	ドスター皿通信サービスの提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 7
第4条	ワイドスターⅢ通信サービスの提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 7
第3章 ワイ	ドスターⅢ契約 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	. 8
第5条	契約の種別・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 8
第6条	契約の単位・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 8
第7条	ワイドスターⅢ契約申込の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 8
第8条	ワイドスターⅢ契約申込の承諾・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 8
第9条		
第10条	請求による契約者識別番号の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 9
第11条	ワイドスターⅢ通信サービスの利用の一時中断・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 9
第12条	ワイドスターⅢ通信サービスに係る電話番号保管 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 9
第13条	契約者の氏名等の変更の届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 9
第14条	ワイドスターⅢ契約に係る名義変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
第15条	契約者が行うワイドスターⅢ契約の解除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
第16条	当社が行うワイドスターⅢ契約の解除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
第4章 付加	機能	12
第17条	付加機能の提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
第5章 ドコ	モUIMカードの貸与等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
第1節 ド	コモUIMカードの貸与等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
第18条		13
第19条		13
第20条		13
第2節 自	営端末設備の接続等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
第21条	自営端末設備の接続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
第22条	自営端末設備に異常がある場合等の検査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
第23条	自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い・・・・・・・・	14
第24条		
第6章 自営	電気通信設備の接続等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
第25条		
第26条	自営電気通信設備に異常がある場合等の検査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
第27条	自営電気通信設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い・・・・	15
第28条	自営電気通信設備の電波法に基づく検査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
第7章 利用	中止等 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
第29条		
第30条	,	
第8章 通信		
第1節 通	信の種類等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第31条		
第32条		
第33条	相互接続点との間の通信・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18

	利用の制限・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第34条	通信利用の制限・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第35条	通信の切断・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第36条	通信時間等の制限・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	詩時間等の測定等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第37条	通信時間等の測定等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	F	
第1節 料金	②及び工事費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第38条	料金及び工事費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第2節 料金	き等の支払義務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第39条	基本使用料等の支払義務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第40条	通信料の支払義務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第41条	手続きに関する料金の支払義務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第42条	請求書等の発行に関する料金の支払義務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第43条	工事費の支払義務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第3節 相互	[接続通信の料金の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第44条	相互接続通信の料金の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第4節 料金	の計算方法等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第45条	料金の計算方法等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第5節 預訊	金	23
第46条	預託金 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	23
第6節 割增	9金及び延滞利息・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第47条	割増金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第48条	延滞利息 •••••	
第7節 債権	Éの譲渡等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第49条	債権の譲渡等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
第10章 保守・		26
第50条	当社の維持責任・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
第51条	契約者の維持責任・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第52条	契約者の切分責任・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第53条	修理又は復旧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第11章 損害賠	賃貸 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第54条	責任の制限・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第55条	免責	27
第12章 雑則・	•••••	28
第56条	発信者番号通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
第57条	位置情報の送出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
第58条	料金一定額到達通知 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	28
第59条	承諾の限界・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
第60条	端末設備等の持込み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
第61条	利用に係る契約者の義務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
第62条	約款の掲示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30
第63条	当社が提供する国際電話サービスに係る契約の締結・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30
第64条	プライバシーポリシー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第65条	国際電気通信事業者等への契約者の氏名等の通知 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30
第66条	番号えらべるサービスの利用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第67条	サイバー攻撃の恐れへの対処を求める通知等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第68条	合意管轄・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第69条	準拠法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
21.		

第70条 ワイドスターⅢ通信サービスの廃止・・・・・・・・・・ 32
第13章 その他のサービス ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第1節 相互接続番号案内・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33
第71条 相互接続番号案内・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33
第72条 番号案内料等の支払義務等・・・・・・・・・・・・・・・・・33
第2節 時報サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
第73条 時報サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33
第3節 料金明細内訳書の発行等・・・・・・・・・・・・・・・・・・34
第74条 料金明細内訳書の発行等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第75条 請求書の分割送付・・・・・・・・・・・・・・・・・・34
第4節 支払証明書等の発行・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
第76条 支払証明書等の発行・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
第5節 協定事業者が提供する電報サービスの利用等······35
第77条 協定事業者が提供する電報サービスの利用等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
料金表
通則 · · · · · · · · · · · · · · · · 37
別記 · · · · · · · · · · · · · · · · 44
別表 ············ 49
1 付加機能49
2 ワイドスターⅢ通信サービスの契約者回線に接続される自
営端末設備及び自営電気通信設備が適合すべき技術基準及び
技術的条件 • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
3 新聞社等の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
4 通信の優先的取扱いに係る機関名・・・・・・・・・・・・・ 50
5 他社相互接続通信に係る協定事業者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50
6 相互接続通信の料金の取扱い・・・・・・・・・・ 51
附則 ····· 53

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 株式会社NTTドコモ (以下、「当社」といいます。)は、このワイドスターⅢ通信サービス契約約款(以下「約款」といいます。)を定め、これによりワイドスターⅢ通信サービス(当社がこの約款以外の提供条件により提供するものを除きます。)を提供します。

(約款の変更)

- 第2条 当社は、民法(明治29年法律第89号)第548条の4の規定に基づき、次のいずれかに該当する場合は、約款の変更をすることにより、変更後の約款の条項について合意があったものとみなし、個別に契約者と合意をすることなく契約の内容を変更することができるものとします。この場合において、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。
 - (1) 約款の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき。
 - (2) 約款の変更が、契約をした目的に反せず、並びに変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
- 2 当社は、電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。)第22条の2の3第2項第1号に該当する事項の変更を行うときは、個別に通知する方法又は当社のホームページに掲示する方法により説明します。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気 的設備
2 電気通信サービ ス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、 その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 ワイドスター通信網	衛星局設備を使用して伝送交換を行うための電気通信 回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する 伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備 並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとしま す。)
4 ワイドスター Ⅲ 通信サービス	ワイドスター通信網を使用して行う電気通信サービス であって、ワイドスター通信サービス (当社が別に定 めるワイドスター通信サービス契約約款に規定するも のをいいます。以下同じとします。)以外のもの
5 ワイドスター Ⅲ 通信サービス取扱 所	(1) ワイドスターⅢ通信サービスに関する業務を行う 当社の事業所(2) 当社の委託によりワイドスターⅢ通信サービスに 関する契約事務を行う者の事業所

6 所属ワイドスタ ーⅢ通信サービス 取扱所	そのワイドスターⅢ通信サービスに関する契約事務を 行うワイドスターⅢ通信サービス取扱所(当社の事業 所及び当社が指定する事業所に限ります。)
7 ワイドスター Ⅲ 契約	当社からワイドスターⅢ通信サービスの提供を受ける ための契約
8 第1種契約	当社から第1種ワイドスターⅢ (第5条 (契約の種別) に規定するものをいいます。)の提供を受けるための契 約
9 第1種契約者	当社と第1種契約を締結している者
10 第2種契約	当社から第2種ワイドスターⅢ (第5条 (契約の種別) に規定するものをいいます。)の提供を受けるための契 約
11 第2種契約者	当社と第2種契約を締結している者
12 契約者	当社とワイドスターⅢ契約を締結している者
13 移動無線装置	(1) 携帯して使用するためのアンテナ及び無線送受信装置 (2) 自動車その他の陸上(河川及び湖沼を含みます。 以下同じとします。)を移動するもの、船舶その他の 海上(わが国の沿岸の海域をいいます。以下同じと します。)を移動するものに設置して使用するための アンテナ及び無線送受信装置
14 無線基地局設備	移動無線装置との間で電波を送り、又は受けるための 当社の電気通信設備
15 衛星局設備	無線基地局設備である通信衛星
16 取扱所交換設備	ワイドスターⅢ通信サービス取扱所に設置される交換 設備
17 契約者回線	ワイドスターⅢ契約に基づいて衛星局設備と契約の申 込者が指定する移動無線装置との間に設定される電気 通信回線
18 ドコモU I Mカ ード	ワイドスターⅢ通信サービスの提供のために契約者に 貸与する契約者識別番号その他の情報を記憶すること ができるカード
19 端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と

	同一の構内 (これに準ずる区域内を含みます。) 又は同 一の建物内であるもの
20 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
21 自営電気通信設備	電気通信事業者(電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。)第9条の登録を受けた者又は第16条第1項の届出をした者をいいます。以下同じとします。)以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
22 相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者との間の相互接続協定(事業法第33条及び第34条の規定に基づき当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。)に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
23 協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者
24 契約者回線等	(1) ワイドスター通信網、モバイルマルチメディア通信網又は電話網を使用して行う当社の電気通信サービスに係る電気通信回線等及び当社が必要により設置する電気通信設備 (2) 相互接続点
25 他社契約者回線	(1)協定事業者の無線基地局設備とその協定事業者の電気通信サービスの契約の申込者が指定する移動無線装置との間に設定される電気通信回線(協定事業者が必要により設置する電気通信設備を含みます。) (2)協定事業者の事業所に設置される交換設備とその協定事業者の電気通信サービスの契約の申込者が指定する場所との間において協定事業者により設置される電気通信回線(協定事業者が必要により設置する電気通信設備を含みます。)
26 消費税相当額	消費税法 (昭和63年法律第108号) 及び同法に関する法 令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税 法 (昭和25年法律第226号) 及び同法に関する法令の規 定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 ワイドスターⅢ通信サービスの提供
(ワイドスターⅢ通信サービスの提供)
第4条 当社は、衛星局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置(当社が貸
与するドコモUIMカードを装着したものに限ります。)との間に電気通信回線
を設定して、ワイドスターⅢ通信サービスを提供します。

第3章 ワイドスターⅢ契約

(契約の種別)

第5条 ワイドスターⅢ契約には、次の種別があります。

第1種ワイドスターⅢ	第2種ワイドスターⅢ以外のもの
第2種ワイドスターⅢ	主として船舶その他海上を移動するものに設置された移動無線装置との間に電気通信回線を設置して提供するワイドスターⅢ通信サービス

(契約の単位)

第6条 当社は、契約者識別番号1番号ごとに1のワイドスターIII契約を締結します。この場合、契約者は、1のワイドスターIII契約につき1人に限ります。

(ワイドスターⅢ契約申込の方法)

- **第7条** ワイドスターⅢ契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書をワイドスターⅢ通信サービス取扱所に提出していただきます。
- 2 前項の場合において、ワイドスターⅢ契約の申込みをする者は、当社が契約 申込書の記載内容を確認するための書類を提示していただきます。

ただし、当社が別に定める方法により確認する場合は、この限りでありません。

(ワイドスターⅢ契約申込の承諾)

- 第8条 当社は、ワイドスターⅢ契約の申込みがあったときは、受け付けた順序 に従って承諾します。
- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、通信の取扱上余裕がないときは、その申込みの承諾を延期することがあります。
- 3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) ワイドスターⅢ契約の申込みをした者がワイドスターⅢ通信サービスの料金その他の債務(この約款に規定する料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいい、第49条(債権の譲渡等)の規定により、当社が請求事業者(第49条に規定するものをいいます。)へ譲渡した債権を含みます。以下第14条及び第59条において同じとします。)又は当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスの料金その他の債務(当該契約約款に規定する料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいい、当該契約約款の規定により当社が請求事業者へ譲渡する債権を含みます。以下第14条において同じとします。)の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (2) 第61条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反するおそれがあるとき。
 - (3) 第6条(ワイドスターⅢ契約申込の方法)の規定により提示された書類に係る情報を、当社がその書類の発行元機関へ通知する場合において、ワイドスターⅢ契約の申込みをした者の同意がないとき。
 - (4) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(契約者識別番号)

第9条 ワイドスターⅢ通信サービスの契約者識別番号は、当社が定めることとし、その契約者識別番号については、契約者が継続的に利用できることを保証するものではありません。

- 2 当社は、第53条 (修理又は復旧) の規定による場合のほか、技術上及び業務 の遂行上やむを得ない理由があるときは、ワイドスターⅢ通信サービスの契約 者識別番号を変更することがあります。
- 3 前項の規定により、ワイドスターⅢ通信サービスの契約者識別番号を変更する場合には、あらかじめそのことを契約者に通知します。

(請求による契約者識別番号の変更)

- 第10条 契約者は、迷惑通信(いたずら、いやがらせその他これに類する通信であって、その通信の着信者が迷惑であると認識するものをいいます。以下同じとします。)又は間違い通信(現に使用している契約者識別番号に対して、反復継続して誤って接続される通信をいいます。以下同じとします。)で現に困っている場合に限り、前条の規定にかかわらず、契約者識別番号の変更の請求をすることができます。
- 2 契約者は、前項の規定により契約者識別番号の変更の請求をするときは、所属ワイドスターⅢ通信サービス取扱所に対し、当社所定の書面により請求していただきます。
- 3 前項の請求があったときは、当社は、その請求が、迷惑通信又は間違い通信 で現に困っている契約者からのものであると当社が認めた場合に限り、その請 求を承諾します。
- 4 当社は、契約者が契約者識別番号の変更の請求に当たって当社所定の書面に 事実に反する記載を行ったことが判明した場合は、その承諾を取り消すものと します。

(ワイドスターⅢ通信サービスの利用の一時中断)

第11条 当社は、契約者から請求があったときは、ワイドスターⅢ通信サービスの利用の一時中断(その契約者識別番号を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいい、電話番号保管(第12条(ワイドスターⅢ通信サービスに係る電話番号保管)に規定するものをいいます。)を除きます。以下同じとします。)を行います。

(ワイドスターⅢ通信サービスに係る電話番号保管)

- 第12条 当社は、契約者から請求が あったときは、ワイドスターⅢ通信サービス の電話番号保管 (その契約者識別番号を他に転用することなく、請求があった 日から一定期間、そのワイドスターⅢ通信サービスを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。
- 2 当社が電話番号保管を行った期間(以下「電話番号保管期間」といいます。)が6年を経過したときは、電話番号保管期間が6年を経過した日においてそのワイドスターⅢ契約は解除されたものとします。この場合において、当社は、電話番号保管期間が6年を経過する前にあらかじめそのことを契約者に通知します。
- 3 前項に規定する電話番号保管期間は、電話番号保管の請求があった日を含む 暦月の翌暦月の初日から起算します。
- 4 電話番号保管を取りやめる請求があったときの基本使用料の料金種別の変更 その他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。
- 5 契約者は、電話番号保管期間は、電話番号保管を取りやめる請求又は契約の 解除に限り行うことができます。

(契約者の氏名等の変更の届出)

第13条 契約者は、氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書等(当社又は請求 事業者(第49条(債権の譲渡等)に規定するものをいいます。)が発行するワイ ドスターⅢ通信サービスの利用に係る請求書、口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書をいいます。以下同じとします。)の送付先に変更があったときは、そのことを速やかに所属ワイドスターⅢ通信サービス取扱所に届け出ていただきます。

ただし、その変更があったにもかかわらず、所属ワイドスターIII通信サービス取扱所に届出がないときは、当社から契約者に行う通知は、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知をもってその通知を行ったものとみなします。

- 2 前項の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類 を提示していただくことがあります。
- 3 第1項の規定にかかわらず、当社は請求書等の送付先への郵送等の通知が3 回連続で不達であったことを確認したときは、その事実が解消されるまでの間、 請求書等の通知を行いません。

(ワイドスターⅢ契約に係る名義変更)

- 第14条 契約者は、ワイドスターⅢ契約に係る名義変更(氏名又は名称の変更に 伴うものを除きます。以下同じとします。)を請求することができます。
- 2 契約者は、前項の規定により名義変更を請求するときは、当事者が連署した 当社所定の書面により所属ワイドスターⅢ通信サービス取扱所に請求していた だきます。
- 3 当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除いて、これを承諾します。
 - (1) ワイドスターⅢ契約に係る名義変更により新たにそのワイドスターⅢ通信サービスの契約者になろうとする者が、ワイドスターⅢ通信サービスの料金その他の債務又は当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスの料金その他の債務の支払いを現に怠り又は怠るおそれがあるとき。
 - (2) ワイドスターⅢ契約に係る名義変更により新たにそのワイドスターⅢ通信 サービスの契約者になろうとする者が、第46条(預託金)に規定する預託金 を預け入れないとき。
 - (3) ワイドスターⅢ契約に係る名義変更により新たにそのワイドスターⅢ通信 サービスの契約者になろうとする者が、第61条(利用に係る契約者の義務) の規定に違反するおそれがあるとき。
 - (4) 前項の規定により提示された書類に係る情報を、当社がその書類の発行元 機関へ通知する場合において、名義変更により新たにその契約者になろうと する者の同意がないとき。
 - (5) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
- 4 ワイドスターⅢ契約に係る名義変更があったときは、名義変更後にそのワイドスターⅢ通信サービスの契約者となる者は、名義変更前の契約者が有していた一切の権利(預託金の返還を請求する権利を除きます。)及び義務(第44条(相互接続通信に係る料金の取扱い)の規定により協定事業者が定める相互接続通信に関する料金のうち当社が請求することとなる料金を含みます。)を承継します。
- 5 前4項の規定にかかわらず、相続又は法人の合併若しくは分割(以下「相続等」といいます。)に伴う名義変更の取扱いについては、次のとおりとします。
 - (1) 相続人、合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人又は分割により営業を承継する法人(以下この条において「相続人等」といいます。)は、当社所定の書面に相続等があったことを証明する書類を添えて

所属ワイドスターⅢ通信サービス取扱所に請求していただきます。

- (2) 当社は、相続人等から名義変更の請求があったときは、これを承諾します。
- (3) 前2号の場合において相続人等が2人以上あるときは、そのうち1人を当 社に対する代表者として定めて請求していただきます。これを変更したとき も同様とします。
- (4) 前号の規定による代表者からの請求があるまでの間、当社は、相続人等の 1人を契約者として取り扱います。

(契約者が行うワイドスターⅢ契約の解除)

第15条 契約者は、ワイドスターⅢ契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属ワイドスターⅢ通信サービス取扱所に当社所定の書面により通知していただきます。

(当社が行うワイドスターⅢ契約の解除)

- 第16条 当社は、第30条 (利用停止) 第1項の規定によりワイドスターⅢ通信サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しない場合は、そのワイドスターⅢ契約を解除することがあります。
- 2 当社は、契約者が第30条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、ワイドスターⅢ通信サービスの利用停止をしないでそのワイドスターⅢ契約を解除することがあります。
- 3 当社は前2項の規定によるほか、通信衛星の障害等によりワイドスターⅢ通信サービスの提供ができなくなったときは、そのワイドスターⅢ契約を解除することがあります。
- 4 当社は、前3項の規定により、そのワイドスターⅢ契約を解除しようとする ときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。
- 5 当社は、第1項から第3項の規定によるほか、契約者の死亡について当社に届出があり、当社がその事実を確認した場合において、以後そのワイドスター Ⅲ契約に係るワイドスターⅢ通信サービスが利用されないものと認めたときは、死亡の事実を確認した日をもってそのワイドスターⅢ契約を解除するものとします。

第4章 付加機能

(付加機能の提供)

- 第17条 当社は、契約者から請求があったときは、別表1 (付加機能) に規定する付加機能を提供します。この場合において、付加機能に係る料金その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。
- 2 別表1に規定する迷惑電話おことわり機能、接続先限定機能及び位置情報通 知機能については、前項の規定にかかわらず、契約者から請求があったものと みなして取り扱います。
- 3 当社は、付加機能を提供しているワイドスターⅢの電話番号保管があったと きは、その付加機能を廃止します。
- 4 当社は、電波を効率的に使用するためやむを得ない場合その他技術上及び業務の遂行上やむを得ない場合は、別表1に規定する各々の付加機能について、一部又は全部を廃止することがあります。この場合において、当社は当社のインターネットホームページに掲示する等の方法により、その旨を契約者へ周知します。
- 5 当社は、前項の規定により付加機能の一部又は全部を廃止したことにより契約者に損害が生じた場合であっても、責任を負いません。

第5章 ドコモUIMカードの貸与等

第1節 ドコモUIMカードの貸与等

(ドコモUIMカードの貸与)

- 第18条 当社は、契約者へドコモUIMカードを貸与します。この場合において、 貸与するドコモUIMカードの数は、1のワイドスターⅢ契約につき1としま す。
- 2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、当社が貸 与するドコモUIMカードを変更することがあります。この場合は、あらかじ めそのことを契約者に通知します。

(契約者識別番号の登録等)

- 第19条 当社は、次の場合には、ドコモUIMカードについて契約者識別番号その他の情報の登録、変更又は消去(以下「契約者識別番号の登録等」といいます。)を行います。
 - (1) ドコモUIMカードを貸与するとき。
 - (2) その他ワイドスターⅢカードの貸与を受けているワイドスターⅢ通信サービスに係る契約者から契約者識別番号の登録等を要する請求があったとき。
- 2 当社は、前項の規定によるほか、第9条(契約者識別番号)第2項又は第50条(修理又は復旧)の規定により契約者識別番号を変更する場合は契約者識別番号の登録等を行います。

(ドコモUIMカードの返還)

- 第20条 ドコモUIMカードの貸与を受けている契約者は、次の場合には、当社が別に定める方法によりそのドコモUIMカードを当社が指定するワイドスターⅢ通信サービス取扱所へ速やかに返還していただきます。
 - (1) そのワイドスターⅢ契約の解除があったとき。
 - (2) その他ドコモUIMカードを利用しなくなったとき。

第2節 自営端末設備の接続等

(自営端末設備の接続)

- 第21条 契約者は、その契約者回線に、又はその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、自営端末設備(移動無線装置にあっては、当社が無線局の免許を受けることができるものであって、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則(昭和56年郵政省令第37号)様式第7号又は第14号の表示により、当社が無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)に適合していることが確認できるもの及び当社のワイドスターIII通信サービスの契約者回線に接続することができるものに限ります。)を接続するときは、契約事務を行うワイドスターIII通信サービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。この場合において、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則(平成16年総務省令第15号。以下「技術基準適合認定規則」といいます。)様式7号又は様式14号の表示等により当社が別表2の技術基準及び技術的条件に適合していることが確認できる端末機器(技術基準適合認定規則第3条で定める種類の端末設備の機器をいいます。以下この条において同じとします。)以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。
- 2 当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
 - (1) その自営端末設備が、無線設備規則に適合しないとき。
 - (2) その接続が別表2の技術基準及び技術的条件に適合しないとき。
 - (3) その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。

- 3 当社は、前項の請求の承諾に当たっては、次の場合を除き、その接続が別表 2の技術基準及び技術的条件に適合するかどうかの検査を行います。
 - (1) 技術基準適合認定規則様式第7号又は第14号の表示等により当社が別表2の技術基準及び技術的条件に適合していることが確認できる端末機器を接続するとき。
 - (2) 事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。
- 4 前項の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- 5 契約者が、その自営端末設備を変更したときについても、前4項の規定に準 じて取り扱います。

(自営端末設備に異常がある場合等の検査)

- 第22条 当社は、契約者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備の接続が別表2の技術基準及び技術的条件に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。
- 2 前項の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- 3 第1項の検査を行った結果、自営端末設備が同項の技術基準及び技術的条件 に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備を契約者 回線から取りはずしていただきます。

(自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い)

- 第23条 契約者は、契約者回線に接続されている自営端末設備(移動無線装置に限ります。以下この条及び次条において同じとします。)について、電波法(昭和25年法律第131号)第72条第1項の規定に基づき、当社が、総務大臣から臨時に電波発射の停止を命ぜられたときは、その自営端末設備の使用を停止して、無線設備規則に適合するよう修理等を行っていただきます。
- 2 当社は、前項の修理等が完了したときは、電波法の規定に基づく検査等を受けるものとし、契約者は、正当な理由がある場合を除き、そのことを承諾していただきます。
- 3 前項の検査等の結果、自営端末設備が無線設備規則に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備を契約者回線から取りはずしていただきます。

(自営端末設備の電波法に基づく検査)

第24条 前条に規定する検査のほか、自営端末設備の電波法に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、前条第2項及び第3項の規定に準ずるものとします。

第6章 自営電気通信設備の接続等

(自営電気通信設備の接続)

- 第25条 契約者は、その契約者回線に、又はその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、自営電気通信設備(移動無線装置にあっては、当社が無線局の免許を受けることができるものであって、無線設備規則に適合しているもの及び当社のワイドスターⅢ通信サービスの契約者回線に接続することができるものに限ります。)を接続するときは、当社所定の書面により契約事務を行うワイドスターⅢ通信サービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。
- 2 当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
 - (1) その自営電気通信設備が、無線設備規則に適合しないとき。
 - (2) その接続が別表2の技術基準及び技術的条件に適合しないとき。
 - (3) その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、総務大臣の認定を受けたとき。
- 3 当社は、前項の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定 める場合に該当するときを除き、その接続が別表2の技術基準及び技術的条件 に適合するかどうかの検査を行います。
- 4 前項の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- 5 契約者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、前各項の規定 に準じて取り扱います。

(自営電気通信設備に異常がある場合等の検査)

第26条 契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、第22条(自営端末設備に異常がある場合等の検査)の規定に準じて取り扱います。

(自営電気通信設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い)

第27条 自営電気通信設備(移動無線装置に限ります。)について、臨時に電波発射の停止命令があった場合の取扱いについては、第23条(自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い)の規定に準ずるものとします。

(自営電気通信設備の電波法に基づく検査)

第28条 自営電気通信設備(移動無線装置に限ります。)の電波法に基づく検査を 受ける場合の取扱いについては、第24条(自営端末設備の電波法に基づく検査) の規定に準ずるものとします。

第7章 利用中止等

(利用中止)

- **第29条** 当社は、次の場合には、ワイドスターⅢ通信サービスの利用を中止する ことがあります。
 - (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - (2) 第34条(通信利用の制限)の規定により、通信利用を中止するとき。
 - (3) 第9条(契約者識別番号)又は第53条(修理又は復旧)の規定により、契約者識別番号を変更するとき。
- 2 当社は、前項の規定によりワイドスターⅢ通信サービスの利用を中止すると きは、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。

(利用停止)

- 第30条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間(そのワイドスターⅢ通信サービスに関する料金その他の債務(この約款の規定により、支払いを要することとなったワイドスターⅢ通信サービスに関する料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいい、第49条(債権の譲渡等)の規定により、当社が請求事業者(第49条に規定するものをいいます。以下この条において同じとします。)へ譲渡した債権を含みます。以下この条、第48条、第49条及び第76条において同じとします。)を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間)、そのワイドスターⅢ通信サービスの利用を停止することがあります。
 - (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき(支払期日を経過した後、当社が指定するワイドスターⅢ通信サービス取扱所(料金収納事務を行う当社の事業所に限ります。)以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないとき、及び当社が請求事業者へ譲渡した債権について、その請求事業者への支払いがないときを含みます。以下この条及び第48条において同じとします。)。
 - (2) ワイドスターⅢ契約の申込みに当たって当社所定の書面に事実に反する記載を行ったことが判明したとき。
 - (3) 契約者の氏名等の変更に関して、第13条(契約者の氏名等の変更の届出) の規定に違反したとき及びその規定により届け出た内容について事実に反することが判明したとき。
 - (4) 契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他のワイドスターⅢ通信サービス又は契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスに関する料金その他の債務(当該契約約款の規定により支払いを要することとなったものをいい、当該契約約款の規定により当社が請求事業者へ譲渡した債権を含みます。)について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (5) 第61条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反したと当社が認めたとき。
 - (6) 契約者回線に、自営端末設備又は自営電気通信設備を当社の承諾を得ずに接続したとき。
 - (7) 第22条(自営端末設備に異常がある場合等の検査)若しくは第26条(自営電気通信設備に異常がある場合等の検査)の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき又はその検査の結果別表2の技術基準及び技術的条件に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線から取りはずさなかったとき。

- (8) 第23条(自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い)、第24条(自営端末設備の電波法に基づく検査)、第27条(自営電気通信設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い)又は第28条(自営電気通信設備の電波法に基づく検査)の規定に違反したとき。
- (9) 第46条 (預託金) に規定する預託金を預け入れないとき。
- 2 当社は、前項の規定によりワイドスターⅢ通信サービスの利用停止をするときは、この約款の規定により当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所若しくは請求書等の送付先への郵送等により、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。

ただし、本条第1項第5号により利用停止を行うときであって、緊急やむを 得ない場合は、この限りでありません。

第8章 通信

第1節 通信の種類等

(通信の種類等)

第31条 通信には、次の種類があります。

種類	内容
通話モード	音声その他の音響の伝送を行うためのもの
データ通信モード	パケット交換方式により符号の伝送を行うためのもの
ショートメッセージ 通信モード	制御信号のみを利用して、文字、数字又は記号等の伝送 (当社の電気通信設備に一時蓄積後伝送する場合を含 みます。)を行うためのもの

2 ワイドスターⅢ通信サービスに係る通信の条件については、当社が別に定めるところによります。

(契約者回線との間の通信)

第32条 ワイドスターⅢ通信サービスの契約者回線との間の通信は、その契約者 回線に接続されている移動無線装置が、わが国の陸上又は海上に在圏している 場合に限り、行うことができます。

ただし、屋内、地下駐車場、ビルの陰、トンネル内、島の陰等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。

2 前項ただし書の規定によるほか、契約者回線との間の通信は、太陽雑音及び 激しい降雨等により、一時的に行うことができない場合があります。

(相互接続点との間の通信)

第33条 相互接続点との間の通信は、相互接続協定等に基づき当社が別に定めた 通信に限り、行うことができます。この場合において、当社は、相互接続点を 介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。

第2節 通信利用の制限

(通信利用の制限)

- 第34条 ワイドスターⅢ通信サービスに係る通信が著しくふくそうした場合は、通信の全部を接続できないことがあります。この場合において、当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、別表 4(通信の優先的取扱いに係る機関名)に掲げる機関に提供しているワイドスターⅢ通信サービス(当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。)以外のものによる通信の利用を中止する措置(特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます。)をとることがあります。
- 2 前項に規定する通信利用の制限に伴う通信の優先的取扱いは、別表4に掲げる機関に提供しているワイドスターⅢ通信サービスに限り行うものとし、その取扱いを行うワイドスターⅢ通信サービスの数は、当社が定める方法により算定する数以内とします。
- 3 当社は、契約者から通信の優先的取扱いを廃止する申出があった場合のほか、

次のいずれかに該当するときは、そのワイドスターⅢ通信サービスに係る通信の優先的取扱いを廃止します。

- (1) 通信の優先的取扱いを受ける契約者が、別表4に掲げる機関に該当しなくなったとき。
- (2) 通信の優先的取扱いを受けるワイドスターⅢ通信サービスの利用状況が、 著しく不適当であると当社が判断したとき。
- 4 当社は、前項の規定によるほか、電子メール(インターネット・メール・プロトコルに基づいて送受信される文字メッセージ等をいいます。以下同じとします。)の受信に関して、次の措置をとることがあります。
 - (1) 通信が著しくふくそうする場合に電子メールの受信を制限する措置
 - (2) 多数のメールアドレスを指定して送信された電子メールであって、その電子メールのあて先に実在しないメールアドレスが著しく多いと当社が認めた場合において、その電子メールの受信を拒否する措置
- 5 ワイドスターⅢ通信サービスの契約者回線に接続する自営端末設備が、第21 条(自営端末設備の接続)に規定する技術基準適合証明規則、無線設備規則、 別表2の技術基準及び技術的条件又は事業法施行規則第31条で定める場合に適 合しないときは、その自営端末設備が接続された契約者回線からの通信の利用 を制限する措置をとることがあります。
- 6 当社は、前5項の規定によるほか、契約者から、ショートメッセージ通信モードによる文字メッセージの受信時において、当社が必要とする範囲で当該メッセージの内容を確認し、フィッシング詐欺等の危険があると当社又は当社が別に定める者が判定したURL又は電話番号が記述された当該文字メッセージの受信を行わないようにする旨の意思表示への同意があったものとみなして取り扱います。この場合において、契約者は、当社が別に定める方法により、この取り扱いをしないようにすることができます。
- 7 当社は、前項の規定によりフィッシング詐欺等の危険があると判定した文字 メッセージに係る情報を、第67条(サイバー攻撃の恐れへの対処を求める通知 等)第3項に規定する契約者の確認及び注意喚起に利用することがあります。
- (注) 当社は、本条に規定する通信の制限のために必要となる通信に係る情報の 収集、分析及び蓄積を行う場合があります。

(通信の切断)

第35条 当社は、通信中に電波状況が著しく悪化したときは、その通信を切断することがあります。

(通信時間等の制限)

第36条 前2条の規定による場合のほか、当社は、通信が著しくふくそうすると きは、通信時間又は特定の地域の契約者回線等への通信の利用を制限すること があります。

第3節 通信時間等の測定等

(通信時間等の測定等)

- 第37条 通話モードに係る通信時間は、双方の契約者回線等を接続して通信できる状態にした時刻から起算し、発信者又は着信者による端末設備の通信終了ボタンを押す等の通信終了の信号を受けてその通信をできない状態にした時刻(第35条(通信の切断)の規定により当社が通信を切断したときは、その時刻とします。)までの経過時間とし、当社の機器(相互接続通信の場合には協定事業者の機器を含みます。以下同じとします。)により測定します。
- 2 データ通信モードに係る課金対象データ(契約者回線との間において伝送さ

れるデータ (制御信号のうちデータとみなされるものを含みます。)を含むデー タをいいます。以下同じとします。)の情報量は、当社の機器により測定します。 3 データ通信モードに係る課金対象データ量については、前項の規定により測 定した情報量を1の契約ごとにそれぞれの1料金月(1の暦月の起算日(当社 が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。)から次の暦月の起算日の前 日までの間をいいます。以下同じとします。)における総情報量について、1,024 バイトまでごとに1の課金対象データとして算出します。 4 ショートメッセージ通信モードに係る通信回数は、当社の機器により測定し ます。

第9章 料金等

第1節 料金及び工事費

(料金及び工事費)

- 第38条 当社が提供するワイドスターⅢ通信サービスの料金は、基本使用料、付加機能使用料、通信料、手続きに関する料金、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料及び請求書等の発行に関する料金とし、料金表通則に定めるところによります。
- 2 当社が提供するワイドスターⅢ通信サービスの工事費は、料金表通則に規定する工事費とします。

第2節 料金等の支払義務

(基本使用料等の支払義務)

第39条 契約者は、その契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日から起算して契約の解除があった日の前日までの期間(提供を開始した日と解除があった日が同一の日である場合は、1日間とします。)については、料金表通則に規定する基本使用料、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の支払いを、付加機能の提供を開始した日から起算して付加機能の廃止があった日の前日までの期間(提供を開始した日と廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。)については、料金表通則に規定する付加機能使用料の支払いを要します。

ただし、別表1 (付加機能等) 又は当社が別に定める提供条件書に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

- 2 前項の期間において、利用の一時中断等によりワイドスターⅢ通信サービスを利用することができない状態が生じたときの基本使用料、付加機能使用料、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料(以下「基本使用料等」といいます。)の支払いは、次によります。
 - (1) 利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の基本使用料等の支払いを要します。
 - (2) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の基本使用料等の支払いを要します。
 - (3) 前2号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、ワイドスターⅢ通信サービスを利用できなかった期間中の基本使用料等の支払いを要します。

区 別

支払いを要しない料金

1 契約者の責めによらない理由により、そのワイドスターⅢ通信サービスを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。

そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのワイドスターIII通信サービスについての料金

2 ワイドスターⅢの電話番号保管 をしたとき。 電話番号保管をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するワイドスターIII についての基本使用料

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、 その料金を返還します。

(通信料の支払義務)

第40条 契約者は、次の通信について、第37条(通信時間の測定等)の規定により測定した通信時間、情報量又は通信回数と料金表通則とに基づいて算定した料金の支払いを要します。

ただし、付加機能に係る通信に関する料金について、この約款又は当社が提供する電気通信サービスの契約約款等に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

区別	支払いを要する者
1 2以外の通信 契約者回線から行った通信(その 契約者回線の契約者以外の者が行 った通信を含みます。以下この表に おいて同じとします。)	その契約者回線の契約者
2 データ通信モードによる通信(1) 契約者回線から行った通信(2) 契約者回線へ着信した通信	その契約者回線の契約者 その契約者回線の契約者

- 2 相互接続通信に関する料金の支払義務については、前項の規定にかかわらず、 第3節(相互接続通信の料金の取扱い)に定めるところによります。
- 3 契約者(相互接続通信の利用者を含みます。以下この条において同じとします。)は、通信に関する料金について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表通則に定める方法により算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

(手続きに関する料金の支払義務)

第41条 契約者は、ワイドスターⅢ契約の申込み又は手続きを要する請求をし、 その承諾を受けたときは、料金表通則に規定する手続きに関する料金の支払い を要します。

ただし、その手続きの着手前にその契約の解除又は請求の取消しがあったときは、この限りでありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

(請求書等の発行に関する料金の支払義務)

第42条 契約者(当社が指定する契約者を除きます。)は、ワイドスターⅢ通信サービスの利用に係る請求書等の発行を受けたときは、料金表通則に規定する料金の支払いを要します。

(工事費の支払義務)

第43条 契約者は、工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表通 則に規定する工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があった場合は、この限りでありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、当社が別に算定した額を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した額に消費税相当額を加算した額とします。

第3節 相互接続通信の料金の取扱い

(相互接続通信の料金の取扱い)

- 第44条 契約者又は相互接続通信の利用者は、相互接続協定に基づき当社又は協定事業者の契約約款に定めるところにより、相互接続通信に関する料金の支払いを要します。
- 2 前項の場合において、相互接続通信に係る料金の設定又はその請求については、当社又は協定事業者が行うものとし、接続形態別の具体的な取扱いについては、相互接続協定に基づき別表5及び別表6に定めるところによります。ただし、当社又は協定事業者の付加機能等に関する通信及び協定事業者が提

供する電報サービスの利用に係る通信について、この約款又は協定事業者の契 約約款に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

- 3 協定事業者がその契約約款に定めるところによりその通信に係る債権を他の協定事業者に譲渡するときは、当社は、その譲渡を承諾します。
- 4 相互接続通信の利用者は、当社が算定したその相互接続通信の債権を当社が 別に定めるところにより、当社がその通信に係る協定事業者に譲渡することを 承認していただきます。この場合において、当社及び協定事業者は、相互接続 通信の利用者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。
- 5 契約者は、当社が他社相互接続通信(協定事業者の電気通信設備に係る通信をいいます。以下同じとします。)により生じた協定事業者の債権を譲り受け、その通信に伴って行われた相互接続通信の料金等と合算して、契約者に請求することを承認していただきます。この場合において、当社及び協定事業者は契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

第4節 料金の計算方法等

(料金の計算方法等)

第45条 料金の計算方法並びに料金及び工事費の支払方法等は、料金表通則に定めるところによります。

第5節 預託金

(預託金)

- 第46条 契約者又はワイドスターⅢ契約に係る名義変更により新たにその契約者になろうとする者は、次の場合には、ワイドスターⅢ通信サービスの利用に先立って(名義変更の場合はその承諾に先立って)預託金を預け入れていただくことがあります。
 - (1) ワイドスターⅢ契約の申込みの承諾を受けたとき。
 - (2) ワイドスターⅢ契約に係る名義変更の承認を請求したとき。
 - (3) 第30条(利用停止) 第1項第1号又は第4号の規定による利用停止を受け

た後、その利用停止が解除されるとき。

- 2 預託金の額は、1契約当たり20万円以内で当社が別に定める額とします。
- 3 預託金については、無利息とします。
- 4 当社は、ワイドスターⅢ契約の解除、ワイドスターⅢ契約に係る名義変更等預託金を預け入れた事由が解消した場合には、その契約に係る預託金を返還します。この場合において、その契約者が、その契約若しくは当社と契約を締結している若しくは締結していた他のワイドスターⅢ契約に基づき支払うべき額(第49条(債権の譲渡等)の規定により、当社が請求事業者(第49条に規定するものをいいます。)へ譲渡した債権に関するものであって、その請求事業者へ支払うべき額を含みます。)又は当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスに係る契約、個別信用購入あっせん契約(当社の個別信用購入あっせん契約約款に規定するものをいいます。)若しくは割賦販売契約(当社の割賦販売契約約款に規定するものをいいます。)に基づき支払うべき額(当該契約約款の規定により、当社が請求事業者へ譲渡した債権に関するものであって、その請求事業者へ支払うべき額を含みます。)があるときは、返還する預託金をその額に充当し、残額を返還します。

第6節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第47条 契約者は、料金又は工事費の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額(料金表の規定により消費税相当額を加算しないこととされている料金にあっては、その免れた額の2倍に相当する額)を割増金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

(延滞利息)

第48条 契約者は、料金その他の債務(第49条(債権の譲渡等)の規定により、当社が請求事業者(第49条に規定するものをいいます。)へ譲渡した債権を含み、延滞利息を除きます。以下、この条において同じとします。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別に定める方法により支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合は、この限りでありません。

2 当社は、前項に規定する延滞利息の支払い義務の適用を受けているワイドスターⅢ契約について、契約者がそのワイドスターⅢ契約に基づき支払うべき料金その他の債務がないときは、そのワイドスターⅢ契約に係る延滞利息の支払い義務を適用しない場合があります。

第7節 債権の譲渡等

(債権の譲渡等)

第49条 契約者(当社が指定する契約者を除きます。以下この条において同じとします。)は、当社がワイドスターⅢ通信サービスに係る料金その他の債務(この約款の規定により、支払いを要することとなったワイドスターⅢ通信サービスに係る料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいいます。)に係る債権を、当社が別に定める第三者(以下「請求事業者」といいます。)に譲渡することをあらかじめ承認していただきます。この場合において、当社及び請求事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

- 2 契約者は、当社が前項の規定に基づき請求事業者へ債権を譲渡する場合において、氏名、住所及び契約者識別番号等の情報(請求事業者が契約者へ料金を請求するために必要な情報であって、当社が別に定めるものに限ります。)並びに金融機関の口座番号、クレジットカードのカード番号及び第30条(利用停止)の規定に基づきそのワイドスターⅢ通信サービスの利用を停止しているときはその内容等の情報(請求事業者が料金を回収するために必要な情報であって、当社が別に定めるものに限ります。)を当社が請求事業者へ提供する場合があることにあらかじめ同意するものとします。
- 3 契約者は、当社が第1項の規定に基づき請求事業者へ譲渡した債権に係る情報 (請求事業者への支払状況に関するものであって、当社が定めるものに限ります。)を請求事業者が当社に提供する場合があることにあらかじめ同意するものとします。
- (注)本条第1項に規定する当社が別に定める第三者は、第64条(プライバシーポリシー)に規定する「NTTドコモ プライバシーポリシー」に定めるところによります。

第10章 保守

(当社の維持責任)

第50条 当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則(昭和 60年郵政省令第30号)に適合するよう維持します。

(契約者の維持責任)

- 第51条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、別表2の技術基準及び技術的条件に適合するよう維持していただきます。
- 2 前項の規定によるほか、契約者は、自営端末設備(移動無線装置に限ります。) 又は自営電気通信設備(移動無線装置に限ります。)を、無線設備規則に適合するよう維持していただきます。

(契約者の切分責任)

- 第52条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線その他当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。
- 2 前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社は、ワイドスターⅢ通信サービス取扱所において当社が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。
- 3 当社は、前項の試験により当社が提供した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(修理又は復旧)

第53条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し又は滅失した場合は、速 やかに修理し又は復旧するものとします。

ただし、24時間未満の修理又は復旧を保証するものではありません。

- 2 前項の場合において、当社は、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第34条(通信利用の制限)の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、当該通信に係る電気通信設備を当社が別に定めるところにより優先的に修理し又は復旧します。
- 3 当社は、当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、暫定的に 契約者識別番号を変更することがあります。

第11章 損害賠償

(責任の制限)

- 第54条 当社は、ワイドスターⅢ通信サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのワイドスターⅢ通信サービスが全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。
- 2 前項の場合において、当社は、ワイドスターⅢ通信サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのワイドスターⅢ通信サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
 - (1) 料金表通則において基本使用料、付加機能使用料、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料に規定する料金
 - (2) 料金表通則において通信料として規定する料金(ワイドスターⅢ通信サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前6 料金月の1日当たりの平均通信料(前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額)により算出します。)
- 3 前項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、料金表通 則の規定に準じて取り扱います。
- 4 当社の故意又は重大な過失によりワイドスターⅢ通信サービスの提供をしなかったときは、前3項の規定は適用しません。
- (注)本条第2項第2号に規定する当社が別に定める方法により算出した額は、 原則として、ワイドスターⅢ通信サービスを全く利用できない状態が生じた 日より前の把握できる期間における1日当たりの平均通信料とします。

(免責)

- 第55条 当社は、ワイドスターⅢ通信サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者に関する自動車、船舶、土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがアンテナ撤去時の塗装剥離等工事に伴い通常生じるものであるときは、当社はその責任を負いません。
- 2 電気通信設備の設置、修理、復旧等に当たって、その電気通信設備に記憶されている短縮ダイヤル番号、メッセージ等の内容等が変化又は消失することがあります。当社はこれにより損害を与えた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。
- 3 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造 又は変更(以下この条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

ただし、別表2の技術的条件の規定の変更(取扱所交換設備の変更に伴う技術的条件の規定の適用の変更を含みます。)により、現に契約者回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

第12章 雑則

(発信者番号通知)

第56条 契約者回線からの通信(当社が別に定める相互接続通信を除きます。)については、その契約者識別番号をその通信の着信のあった契約者回線等へ通知します。

ただし、発信者は、当社が別に定める方法により契約者識別番号を通知しないことができます。

- 2 契約者回線への通信(当社が別に定めるものに限ります。)であって、発信者番号(発信に係る契約者回線等又は他社契約者回線の電話番号等をいいます。以下同じとします。)が通知されない通信に対して、その契約者回線の契約者は、その発信者番号を通知してかけ直してほしい旨を発信者に通知することができます。
- 3 当社は、契約者識別番号を着信先の契約者回線等へ通知する又は通知しない ことに伴い発生する損害については、この約款中の責任の制限の規定に該当す る場合に限り、その規定により責任を負います。
- (注)本条第1項に規定する当社が別に定める方法は、通信の発信に先立ち「184」をダイヤルする等の方法とし、その通信の接続先が110番、118番又は119番をダイヤルすることにより警察機関(海上保安機関を含みます。)又は消防機関へ接続される通信(以下「緊急通報」といいます。)と、それ以外とで方法が異なります。

ただし、その緊急通報に係る機関が、人の生命などに差し迫った危険があると判断した場合は、契約者識別番号が通知されます。

(位置情報の送出)

第57条 当社は、緊急通報において契約者識別番号を通知したときは、位置情報 (当社の要求に基づき移動無線装置において測定された位置に関する情報を含 みます。以下、この条において同じとします。)を、その緊急通報に係る機関へ 送出します。

ただし、緊急通報に係る機関で、その情報を受信できないときは、この限りでありません。

2 当社は、前項の規定により送出された位置情報に起因する損害については、 責任を負わないものとします。

(料金一定額到達通知)

- 第58条 当社は、契約者(当社が別に定める者に限ります。)から請求があったときは、当社が請求することとなるそのワイドスターⅢ通信サービスに係る通信に関する料金等の概算額(当社が別に定める方法により算定した額とし、料金月単位で累計するものとします。)が当社が別に定める額を超えたときに、その契約者へその旨を通知(以下「料金一定額到達通知」といいます。)します。
- 2 料金一定額到達通知は、当社が定める方法により行います。

(承諾の限界)

第59条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるとき又は料金その他の債務の支払いを現に怠り若しくは怠るおそれがある等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(端末設備等の持込み)

- 第60条 契約者は、次の場合には、自営端末設備(移動無線装置に限ります。)若しくは自営電気通信設備(移動無線装置に限ります。)又はドコモUIMカードを当社が指定した期日(別に定める営業時間内に限ります。)に当社が指定するワイドスターⅢ通信サービス取扱所又は当社が指定する場所へ持ち込んでいただきます。
 - (1) 契約者識別番号の登録等を行うとき。
 - (2) 第21条(自営端末設備の接続)から第24条(自営端末設備の電波法に基づく検査)の規定に基づく自営端末設備の検査又は第25条(自営電気通信設備の接続)から第28条(自営電気通信設備の電波法に基づく検査)の規定に基づく自営電気通信設備の検査を受けるとき。
 - (3) その他当社が必要と認めるとき。

(利用に係る契約者の義務)

- 第61条 契約者は、次のことを守っていただきます。
 - (1) 自営端末設備(移動無線装置に限ります。)又は自営電気通信設備(移動無線装置に限ります。)を取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りでありません。

- (2) 故意に契約者回線を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
- (3) ドコモUIMカードに登録されている契約者識別番号その他の情報を読出 しし、変更し、又は消去しないこと。
- (4) 当社が貸与するドコモUIMカードを善良な管理者の注意をもって保管すること。
- (5) 故意に多数の不完了呼(通信の相手先の応答前に発信を取りやめることをいいます。)を発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為を行わないこと。
- (6) ワイドスターⅢ通信サービスの一般的な利用と比較して著しく異なる利用があり、それにより電気通信サービスの円滑な提供に支障が生じた場合は、当社からの求めに応じてその利用を中止すること。
- (7) 電子メールの送信は当社が別に定める方法により行うこと。
- 2 当社は、電子メールの送信にあたって、次の行為があったと認めたときは、 前項第7号の規定に違反したものとして取り扱います。
 - (1) 広告又は宣伝の手段として送信する電子メールについて、受信を拒否する 意思表示があったにもかかわらず、再度送信する行為
 - (2) 当社が大量と認める電子メールを実在しないメールアドレスへ送信する行 為
 - (3) 電気通信設備等についてその意図に沿うべき動作をさせず、又はその意図 に反する動作をさせる不正な指令に係る電磁的記録その他の記録を、電子メールを利用して送信する行為
 - (4) 電子メールの受信者が、架空請求等の犯罪にあたるもの、犯罪行為を誘発 する恐れがあるもの又は電子メールの利用を著しく妨げるものと認める電 子メールを送信する行為
 - (5) 前各号によるほか、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成

14年法律第26号)又は特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)の規 定に違反して電子メールを送信する行為

- 3 当社は、契約者が当社と契約を締結している他のワイドスターⅢ通信サービス又は契約者が当社と契約を締結している他の電気通信サービスの利用において、前項の規定に相当する行為があったと当社が認めたときは、第1項第7号の規定に違反したものとして取り扱います。
- 4 第1項第7号及び前2項の規定は、ショートメッセージ通信モードにより行う文字、数字及び記号等からなるメッセージの送信について準用します。
- 5 契約者は、第1項の規定に違反して当社が貸与しているドコモUIMカードを亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充又は修繕等に必要な費用を支払っていただきます。
- (注)本条第1項第7号に定める当社が別に定める方法は、本条第2項の規定によるほか、「moperaUご利用規則」等に定めるところによります。

(約款の掲示)

第62条 当社は、この約款(変更があった場合は変更後の約款)を当社のインターネットホームページ又は当社が指定するワイドスターⅢ通信サービス取扱所において掲示することとします。

(当社が提供する国際電話サービスに係る契約の締結)

第63条 ワイドスターⅢ契約の申込みの承諾を受けた者は、当社が定める国際電話サービス契約約款の規定に基づいて、国際電話契約を締結したこととなります。

ただし、次の場合は、この限りでありません。

- (1) ワイドスターⅢ契約の申込みの承諾を受けた者から当社に対してその国際 電話契約を締結しない旨の意思表示があったとき。
- (2) 当社が定めるワイドスター通信サービス、5Gサービス、FOMAサービス又はXiサービスの契約者がそのワイドスター契約、5G契約、FOMA契約又はXi契約の解除と同時に新たにワイドスターⅢ契約を締結する場合であって、国際電話サービスを継続して利用するとき。
- 2 前項の規定により国際電話契約を締結した契約者は、その契約者回線から当 社が提供する国際電話サービスの利用があったときは、当社が定める国際電話 サービス契約約款の規定に基づいて、その料金の支払いを要することとなりま す。

(プライバシーポリシー)

第64条 当社は、契約者に係る個人情報の取り扱いについて、別途「NTTドコモ プライバシーポリシー」において公表します。

(国際電気通信事業者等への契約者の氏名等の通知)

- 第65条 当社は、別表 5 に規定する国際電気通信事業者等(当社が別に定める協定事業者に限ります。以下この条において同じとします。)から請求があったときは、契約者(その国際電気事業者等が定める契約約款に基づき契約(当社が別に定めるものに限ります。)を締結している者又はその申込みをした者に限ります。)の氏名、住所及び契約者識別番号等を通知することがあります。
- 2 当社は、前項に規定する国際電気通信事業者等が定める契約の一覧を、当社 が指定するワイドスターⅢ通信サービス取扱所において閲覧に供します。

(番号えらべるサービスの利用)

第66条 契約者は、番号えらべるサービス(当社が定めるワイドスターⅢ通信サ

- ービス取扱所において、ワイドスターⅢ契約の申込みの承諾を受けた際に、当社が付与する契約者識別番号の一部に関する希望を、当社が定める数以内で申し出ることができるサービスをいいます。以下同じとします。)を利用することができます。
- 2 契約者は、当社が、番号えらべるサービスに係る申出に応じて契約者識別番号を付与したときは、料金表通則に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。
- 3 前2項の規定は、ワイドスターⅢ通信サービスの契約者識別番号の変更の請求する場合において準用します。
- (注) 本サービスは、当社が契約者の希望に応じて契約者識別番号を付与することを約束するものではありません。

(サイバー攻撃の恐れへの対処を求める通知等)

- 第67条 当社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法(平成11年法律第162号。以下「NICT法」といいます。)に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構(以下「機構」といいます。)が行う特定アクセス行為(NICT法に規定するものをいいます。以下同じとします。)に係る通信の送信先の電気通信設備に関して、機構から送信型対電気通信設備サイバー攻撃(事業法に規定するものをいいます。以下同じとします。)の恐れへの対処を求める通知を受けた場合であって、当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃によりワイドスターⅢ通信サービスの提供に支障が生ずる恐れがあるときは、必要な限度で、当該特定アクセス行為に係る通信の送信先の電気通信設備のIPアドレス及びタイムスタンプから、当該電気通信設備を契約者回線へ接続する契約者を確認し、当社が定める方法により当該契約者へ注意喚起を行うことがあります。
- 2 前項の規定によるほか、当社は、NICT法に基づき機構がサイバーセキュリティの確保のための措置を十分に講じていないと認められる電気通信設備に関して行う助言及び情報の提供を受けた場合であって、送信型対電気通信設備サイバー攻撃によりワイドスターⅢ通信サービスの提供に支障が生ずる恐れがあるときは、必要な限度で、当該電気通信設備のIPアドレス及びタイムスタンプから、当該電気通信設備を契約者回線へ接続する契約者を確認し、当社が定める方法により当該契約者へ注意喚起を行うことがあります。
- 3 前2項の規定によるほか、当社は、ショートメッセージ通信モードによりフィッシング詐欺等の危険があると当社又は当社が別に定める者が判定したURL又は電話番号が記述された文字メッセージが送信されたことを検知した場合であって、当社が必要と認めるときは、必要な限度で、当該文字メッセージの送信に係る契約者回線に関する契約者を確認し、当社が定める方法により当該契約者等へ注意喚起を行うことがあります。この場合において、契約者は、当社が別に定める方法により、この注意喚起を受けないようにすることができます。

(合意管轄)

第68条 契約者と当社との間でこの約款に関連して訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所又は契約者の住所地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(準拠法)

第69条 この約款の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠する ものとします。

(ワイドスターⅢ通信サービスの廃止)

- 第70条 当社は、電波を効率的に使用するためやむを得ない場合その他技術上及び業務の遂行上やむを得ない場合は、ワイドスターⅢ通信サービスの一部若しくは全部を廃止することがあります。この場合において、当社は当社のインターネットホームページに掲示する等の方法により、その旨を契約者へ周知します。
- 2 当社は、前項の規定によりワイドスターⅢ通信サービスの全部を廃止すると きは、事業法施行規則第22条の2の10の規定に基づき、廃止の期日等を契約者 へ通知します。
- 3 当社は、第1項の規定によりワイドスターⅢ通信サービスの一部又は全部を 廃止したことにより契約者に損害が生じた場合であっても、責任を負いません。

第13章 その他のサービス

第1節 相互接続番号案内

(相互接続番号案内)

- 第71条 契約者は、当社が別に定める協定事業者(以下「番号案内事業者」といいます。)が提供する電話番号等の案内(以下「相互接続番号案内」といいます。)を利用することができます。
 - (注)本条に規定する番号案内事業者は、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社とします。

(番号案内料等の支払義務等)

第72条 相互接続番号案内の利用に係る料金は、番号案内事業者が提供する相互接続番号案内の料金と合わせて当社が定めるものとし、相互接続番号案内を利用した契約者回線の契約者が、次表に定めるところにより、料金表別記に規定する番号案内料及び相互接続番号案内への接続に係る通信料(以下「番号案内接続通信料」といいます。)の支払いを要します。

区	別	支払いを要する者
 型約者回線の契約	番号案内を利用した場合 者以外の者が利用した場合	その契約者回線の契約者

- 2 前項の規定にかかわらず、相互接続番号案内の利用に係る通信の通信時間の うち、当社が別に定める時間を超えた部分の通信時間に係る通信料については、 支払いを要しません。
- 3 番号案内料及び番号案内接続通信料(以下「番号案内料等」といいます。)に 関するその他の提供条件については、通信料に準ずるものとします。この場合 において、番号案内料等については通信料とみなして取り扱います。

第2節 時報サービス

(時報サービス)

第73条 契約者は、次の規定により時報サービスを利用することができます。

区 別	内容	電話番号
時報サービス	日本中央標準時に準拠した時刻を、通知するサービス	117

- 2 前項に規定する時報サービスは、通話モードにより利用していただきます。
- 3 時報サービスは、1の通信について、時報を聞くことができる状態にした時刻から起算し、6分経過後12分までの間において、その通信を打ち切ります。
- 4 ワイドスターⅢ通信サービスの契約者回線からの時報サービスの利用に係る 通信の料金については、その通信を当社が別に定める協定事業者が提供する電 話サービスの契約者回線への通信とみなして適用します。
- (注) 本条に規定する別に定める協定事業者は、東日本電信電話株式会社又は西 日本電信電話株式会社とします。

第3節 料金明細内訳書の発行等

(料金明細内訳書の発行等)

- 第74条 当社は、契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、その契約者に係るワイドスターⅢ通信サービスの通信料金明細内訳書を発行します。
- 2 契約者は、前項の請求をし、その料金明細内訳書の発行を受けたときは、当 社が別に定めるところにより、料金表別記に規定する手数料及び郵送料の支払 いを要します。

ただし、契約者が、料金明細内訳書の発行について、通信料金明細内訳に係る情報を、当社が定める方法により当社のインターネットホームページにおいてのみ確認する取扱いを選択したときは、この限りでありません。

- 3 当社は、第1項の規定によるほか、契約者から請求があったときは、その契約者に係るワイドスターⅢ通信サービスの通信料金明細内訳を、その契約者に対し当社のインターネットホームページにおいて閲覧に供します。
- 4 前項に規定する通信料金明細内訳の閲覧は、当社の設備の保守等により中止することがあります。
- 5 第3項に規定する通信料金明細内訳の閲覧に係る損害は、当社の重大な過失 による場合を除き、責任を負いません。
- 6 当社は、前5項の規定によるほか、あらかじめ契約者から請求があったときは、通話モードに係るワイドスターⅢ通信サービスの通信の料金明細内訳を、当社が別に定めるところにより、通信の相手先に応じて分けて記録する取扱い(以下「用途別集計」といいます。)を行います。
- 7 契約者は、前項に規定する用途別集計を受けたときは、当社が別に定めると ころにより、料金表別記に規定する手数料の支払いを要します。
- 8 通信料金明細内訳の表示方法、その他の発行に関する条件は、本条に定めるほか、当社が定めるところによります。

(請求書の分割送付)

- 第75条 当社は、前条第6項に規定する用途別集計を行っている契約者から請求があったときは、その契約者に係るワイドスターⅢ通信サービスに関する通信料のうち当社が別に定める方法により行った通信に関する料金の請求書を、その契約者があらかじめ指定した他の送付先に、当社又は請求事業者が別に定めるところにより分割して送付(以下「請求書の分割送付」といいます。)します。
- 2 契約者は、請求書の分割送付の取扱いを受けるときは、あらかじめ当社に申し出ていただきます。
- 3 契約者は、前2項の規定により、請求書の分割送付の取扱いを受けたときは、 料金表別記に規定する手数料の支払いを要します。
- 4 請求書の分割送付の取扱いを受けた契約者は、その分割送付の請求書に係る 料金についても支払責任を負うものとします。
- 5 請求書の分割送付の適用開始日その他の取扱いについては、当社が別に定めるところによります。

第4節 支払証明書等の発行

(支払証明書等の発行)

第76条 当社は、契約者(第49条(債権の譲渡等)の規定により、当社がその債権を譲渡したワイドスターⅢ通信サービスに係る者を除きます。)から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、そのワイドスターⅢ通信サービスに関する料金その他の債務が既に当社に支払われた旨の証明書(以下「支払

証明書」といいます。)を発行します。

- 2 当社は、契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、 そのワイドスターⅢ契約に係る預託金が当社に預け入れされている旨の証明書 (以下「預託金預り証明書」といいます。)を発行します。
- 3 当社は、契約者から請求があったときは、当社の帳簿に基づき、そのワイド スターⅢ通信サービスに係る次の契約に関する事項の証明書(以下「契約事項 証明書」といいます。)を発行します。

ただし、証明の請求のあった事項が過去のものであるときは、証明できない ことがあります。

- (1) 契約の申込みの承諾年月日(名義変更により契約者となった場合は、その名義変更の承諾年月日とします。)
- (2) 契約者の氏名又は住所等
- (3) 契約者識別番号
- (4) ワイドスターⅢ通信サービスの種類等
- (5) 第2種ワイドスターⅢの移動無線装置を設置している船舶等の名称
- 4 契約者等は、前3項の請求をし、その支払証明書等(支払証明書、預託金預り証明書又は契約事項証明書をいいます。以下同じとします。)の発行を受けたときは、料金表別記に規定する支払証明書等の発行手数料及び郵送料等の支払いを要します。
- (注) 契約者は、本条の規定によるほか、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第25条に基づく個人情報の開示に関する請求を行うことができます。この場合において、契約者は当社が定める開示に関する手数料の支払いを要します。

第5節 協定事業者が提供する電報サービスの利用等

(協定事業者が提供する電報サービスの利用等)

- 第77条 契約者は、当社が別に定める協定事業者の契約約款の規定に基づく電報 サービスを利用することができます。
- 2 契約者は、当社が前項の規定により電報を利用した場合(電報サービスの利用に係る料金等をクレジットカードにより支払うことを条件に利用した場合を除きます。)に生じた電報サービスに係る債権をその協定事業者から譲り受け、その債権額を料金に合算して請求することを承認していただきます。
- 3 前項の場合において、当社は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を 省略するものとします。
- 4 第2項の規定により当社がその協定事業者から譲り受けた債権については、 第45条(料金の計算方法等)から第48条(延滞利息)及び料金表通則の規定に 準じて取り扱います。
- 5 契約者は、契約者以外の者がその契約者に係る契約者回線から利用した電報 サービスに係る料金についても支払いを要するものとし、その利用により生じ た債権については、前4項の規定に準じて取り扱います。

通則) 		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		37
別記	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		,	•••••• 44

通則

(料金等の設定)

1 当社が提供するワイドスターⅢ通信サービスの料金、工事費及びその他のサービスに関する料金は、料金表別記によるほか、当社が別に定めるところによります。

(料金の計算方法等)

- 2 当社は、この料金表において、消費税相当額を含まない額(以下「税抜額」といいます。) で料金を定めるときは、その額に消費税相当額を加算した額(以下「税込額」といいます。) を併記します。この場合において、当社は税抜額により料金を計算することとします。
- (注) この料金表に規定する税込額は消費税法第63条の2に基づき表示するものであり、税込額で計算した額は実際に支払いを要する額と異なる場合があります。
- 3 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、基本使用料等は暦月、通信料は料金月に従って計算します。

ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算します。

- 4 当社は、次の場合が生じたときは、基本使用料等のうち月額で定める料金(以下この項において「月額料金」といいます。)をその利用日数に応じて日割します。
 - (1) 暦月の初日以外の日に契約者回線又は付加機能の提供の開始があったとき。
 - (2) 暦月の初日以外の日に契約の解除又は付加機能の廃止があったとき。
 - (3) 暦月の初日に契約者回線又は付加機能の提供を開始し、その日にその契約の解除又は付加機能の廃止があったとき。
 - (4) 暦月の初日以外の日に基本使用料の料金種別の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
 - (5) 第39条(基本使用料等の支払義務)第2項第3号の表の規定に該当するとき。
- 5 前項の規定による月額料金の日割は、暦日数により行います。この場合、第39条第2項第3号の表の1欄に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。
- 6 当社は、ワイドスターⅢ通信サービスに係る通信に関する料金については、通信の種類等 ごとに合計した額により、支払いを請求します。
- 7 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、料金月に係る起算日を変更することがあります。

(端数処理)

8 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、そ の端数を切り捨てます。

ただし、基本使用料に係る無料通信分(当社が別に定めるものをいいます。)の日割に係る 計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

(料金等の支払い)

- 9 契約者は、ワイドスターⅢ通信サービスの料金、工事費及びその他のサービスに関する料金について、第22項に規定する場合を除き、所定の支払期日までに支払っていただきます。この場合において、契約者は、そのワイドスターⅢ通信サービスの料金、工事費及びその他のサービスに関する料金(第49条(債権の譲渡等)の規定により、当社が請求事業者へ譲渡したものを除きます。)について、当社が指定するワイドスターⅢ通信サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。
- 10 当社は、契約者に係る奇数月の請求額情報が、当社が別に定める額に満たない場合は、その暦月と翌暦月の料金を、まとめて請求するものとし、契約者は所定の期日までに支払っていただきます。

ただし、契約者から1月毎の支払いを希望する申出があった場合は、この限りではありま

せん。

11 ワイドスターⅢ通信サービスの料金、工事費及びその他のサービスに関する料金は、支払 期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(電子媒体による請求額情報の通知)

- 12 当社は、契約者から請求があったときは、次の場合を除いて、そのワイドスターⅢ通信サービス(当社が提供する他の電気通信サービスであって、その料金等がワイドスターⅢ通信サービスに係る料金に合わせて請求される電気通信サービスを含みます。以下この項において同じとします。)について、当社又は請求事業者が行うその料金等の請求に係る情報(当該契約者に係る料金等の請求額及び通信料金明細内訳等の料金内訳をいいます。以下同じとします。)の送付に代えて、請求データ蓄積装置(請求額情報(料金等の請求に係る情報のうち、請求事業者が適用する延滞利息等の情報を除いたものをいいます。以下同じとします。)を蓄積するための当社の電気通信設備をいいます。以下同じとします。)に登録した電子データにより、請求額情報を通知(以下「電子媒体による請求額情報の通知」といいます。)する取扱いを行います。
 - (1) その請求のあったワイドスターⅢ通信サービスに係る料金等の支払方法が、当口座振替 又はクレジット払い (e ビリングご利用規約に規定するものをいいます。以下同じとしま す。) ではないとき。
 - (2) その請求のあったワイドスターⅢ通信サービスに係る料金等が、他のワイドスターⅢ通信サービス、5Gサービス、FOMAサービス、Xiサービス、ワイドスター通信サービス 又はIP通信網サービスに係る料金等と一括して請求されている場合であって、当社が別に定めるとき。
 - (3) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
- 13 当社は、1のワイドスターⅢにおいて、別表1 (付加機能) に規定するmoperaU機能の提供を受けていること及び料金等の支払方法が口座振替又はクレジット払いであることを確認したとき (当社が定めるときを除きます。) は、当社がそのことを確認した日において、そのワイドスターⅢについて契約者から前項に規定する請求があったものとみなして取り扱います。

ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りでありません。

- (1) 契約者から電子媒体による請求額情報の通知に関する請求を行わない旨の意思表示があったとき。
- (2) そのワイドスターⅢについて、請求書の分割送付の取扱いを受けているとき。
- (3) そのワイドスターⅢについて、当社が電話番号保管を行っているとき。
- 14 当社は、ワイドスターⅢ通信サービスに係る料金その他の債務が、他のワイドスターⅢ通信サービス、5Gサービス、FOMAサービス、Xiサービス、ワイドスター通信サービス又はIP通信網サービス(当該契約約款に規定する電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けているものに限ります。)に係る料金等と一括して請求されている場合は、そのワイドスターⅢ通信サービスについて契約者から第12項に規定する請求があったものとみなして取り扱います。
- 15 当社は、第12項に規定する請求データ蓄積装置に、当該契約者に係る請求額情報を登録したことをもって、その請求額情報を契約者に通知したものとみなします。
- 16 当社は、電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けているワイドスターⅢについて、 次のいずれかに該当することを当社が確認したときは、そのワイドスターⅢ通信サービスの 利用に係る口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書を発行します。
 - (1) 第30条(利用停止)の規定によりそのワイドスターⅢの利用が停止されているとき。
 - (2) 第16条 (当社が行うワイドスターⅢ契約の解除) の規定によりそのワイドスターⅢ契約 が解除されたとき。

17 当社は、第12項に規定する電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けているワイドスターⅢ通信サービスに係る料金等が、口座振替又はクレジット払いにより当社が定める期日までに支払われたことを当社が確認したときは、そのワイドスターⅢ通信サービスに係る料金等から20円を減額します。この場合において、料金表の適用による場合は、適用した後の料金の額から減額します。

ただし、前項の規定により口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書の発行を受けたときはこの限りでありません。

18 ワイドスター通信サービス、5Gサービス、Xiサービス又はFOMAサービスに係る契約を締結している者が、その契約の解除と同時に新たにワイドスターⅢ契約を締結した場合は、継続してワイドスターⅢ契約を締結していたものとみなして取り扱います。

ただし、契約の解除のあったFOMAサービス又はXiサービスに係る契約に係る料金等において、FOMAサービス契約約款又はXiサービス契約約款に規定する電子媒体による請求額情報の通知を受けている場合の料金等の減額が適用される暦月については、この減額を適用しません。

- 19 当社は、電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けているワイドスターⅢ通信サービスについて、契約者からこの取扱いを廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合は、この取扱いを廃止します。
 - (1) 第12項各号のいずれかに該当することとなったとき。
 - (2) 第16条 (当社が行うワイドスターⅢ契約の解除) の規定によりそのワイドスターⅢ契約 が解除されたとき。
- 20 前項の規定により電子媒体による請求額情報の通知の取扱いの廃止があったときは、その 廃止があった日を含む暦月までのそのワイドスターⅢに係る料金等を、第17項に規定する減 額の対象とします。

ただし、歴月の初日におけるワイドスターⅢ契約の解除により電子媒体による請求額情報の通知の取扱いの廃止があったときは、その廃止があった日を含む暦月の前暦月までのそのワイドスターⅢに係る料金等を、第17項に規定する減額の対象とします。

21 電子媒体による請求額情報の通知に関するその他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。

(料金の一括後払い)

22 当社は、当社に特別の事情がある場合は、契約者の承諾を得て、2月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(消費税相当額の加算)

23 第39条(基本使用料等の支払義務)から第43条(工事費の支払義務)までの規定、第44条(相互接続通信に係る料金の取扱い)の規定及び第72条(番号案内料等の支払義務等)の規定等により、この料金表通則及び料金表別記に定める料金、工事費及びその他のサービスに関する料金の支払いを要するものとされている額は、税抜額に消費税相当額を加算した額とします。

ただし、税込額のみで定める場合の料金及び外国の電気通信事業者が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線との間のショートメッセージ通信モードによる通信に関する料金については、この限りでありません。

(基本使用料の適用)

- 24 基本使用料の適用については、第39条(基本使用料等の支払い義務)及びこの料金表通則の規定によるほか、当社が別に定めるところによります。この場合において、当社は、当社が別に定める基本使用料の料金種別に応じて、基本使用料を適用します。
- 25 契約者は、ワイドスターⅢ通信サービスの利用に先立って、基本使用料の料金種別のいず れかを選択していただきます。

(付加機能使用料の適用)

26 付加機能使用料の適用については、第39条(基本使用料等の支払い義務)及びこの料金表 通則の規定によるほか、当社が別に定めるところによります。

(通信料の適用)

- 27 通信料の適用については、第40条(通信料の支払義務)、第44条(相互接続通信の料金の 取扱い)、この料金表通則及び料金表別記の規定によるほか、当社が別に定めるところにより ます。
- 28 契約者回線から行った通信に関する料金の適用については、この料金表通則の規定による ほか、第25項の規定により契約者が選択した基本使用料の料金種別に対応する料金額を適用 します。
- 29 次の通信については、第40条(通信料の支払義務)及び第44条(相互接続通信に係る料金の取扱い)の規定にかかわらず、その料金の支払いを要しません。
 - (1) 当社が別に定める協定事業者が提供する緊急通報用電話の契約者回線等 (110番、118番 又は119番) への通信
 - (2) 災害が発生した場合に当社が指定する端末設備からり災者が行う通信
 - (3) ワイドスターⅢ通信サービス取扱所等に設置されている電気通信設備との間の通信であって、ワイドスターⅢ通信サービスに関する問合せ、申込み若しくは通知等、付加機能の利用に係る設定等又は端末設備の修理等に係るソフトウェアのダウンロードのために行われるもの(当社が別に定めるものに限ります。)
 - (4) 協定事業者に係る電気通信設備の修理等の請求のために協定事業者の事業所に設置されている電気通信設備であって、当社が指定したものへの通信

(手続きに関する料金の適用)

- 30 手続きに関する料金の種別は次のとおりとします。
 - (1) 契約事務手数料

ワイドスターⅢ契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金

(2) カード発行手数料

ドコモUIMカード貸与に関する請求 ((1)又は(4)の申込みと同時に行われたものを除きます。) をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金

(3) 名義変更手数料

ワイドスターⅢ通信サービスに係る名義変更の請求 (相続等に伴うものを除きます。) を し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金

(4) 登録等手数料

端末設備若しくは自営電気通信設備(以下「端末設備等」といいます。)の接続に関する請求((1)の申込みの請求と同時に行われたものを除きます。)をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金

(5) 保管手数料

電話番号保管を行っている期間において支払いを要する料金

(6) その他の手数料

電話番号保管の請求その他当社が別に定める手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金

- 31 手続きに関する料金の適用については、第41条(手続きに関する料金の支払義務)及び料金表別記の規定によるほか、次に定めるところによります。
 - (1) 名義変更手数料の適用除外

名義変更により新たにその契約者になろうとする者と名義変更前の契約者との関係が親子その他当社が別に定める基準に適合する場合の名義変更手数料については、前項及び料金表別記の規定にかかわらず、適用しません。

(2) 保管手数料の適用

- ア ワイドスターⅢ契約者は、当社が電話番号保管を開始した日から起算して電話番号保管を取りやめる請求があった日までの期間について、料金表別記に規定する料金の支払いを要します。
- イ 当社は次のいずれかに該当するときは、料金表別記に規定する保管手数料を電話番号 保管の日数に応じて日割します。
 - (ア) 暦月の初日以外の日に電話番号保管の開始があったとき。
 - (イ) 暦月の初日以外の日に電話番号保管を取りやめる請求があったとき。
- (3) その他の手数料の適用除外

1の契約又は1の端末設備等について、その支払いを要する手続きが、契約事務手数料、カード発行手数料又は登録等手数料を要する手続きと同時に行われるものであるとき(当社が別に定める場合を除きます。)は、前項及び料金表別記の規定にかかわらず、適用しません。

- (注) 本号に規定する当社が別に定める場合は、その支払いを要する手続きが番号えらべる サービスに関する手続きである場合等をいいます
- (4) 手続きに関する料金の減免 当社は、手続きの態様等を勘案して別に定めるところにより、その料金額を減免することがあります。

(請求書等の発行に関する料金の適用)

- 32 請求書等の発行に関する料金の適用については、第42条(請求書等の発行に関する料金の支払義務)、この料金通則及び料金表別記に規定するところによります。
- 33 次のいずれかに該当するときは、前項及び料金表別記の規定にかかわらず、請求書等の発 行に関する料金の支払いを要しません。
 - (1) 第75条 (請求書の分割送付) に規定する請求書の分割送付の取扱いを受けているとき。
 - (2) 別表 1 (付加機能)に規定するmoperaU機能の提供を受けていないとき。
 - (3) 当社が定める他の電気通信サービスに係る料金等と一括して請求されている場合であって、その電気通信サービスにおいて請求書等の発行に関する料金を支払っているとき。
 - (4) 請求事業者が、当社から譲渡した債権及び当社以外の者が請求事業者に譲渡した債権を 一括して請求しているとき。
 - (5) 当社が別に定める場合又は当社がやむを得ないと認める理由により請求書等の発行を受けるとき。

(ユニバーサルサービス料の適用)

34 ユニバーサルサービス料の適用については、第39条(基本使用料等の支払い義務)及び料金表別記の規定によります。この場合において、ワイドスター契約、5 G契約、F OMA契約、F OMAユビキタス契約若しくはF OMA位置情報契約又はX i 契約若しくはX i ユビキタス契約の解除と同時に新たにワイドスターⅢ契約を締結した場合における当該暦月のユニバーサルサービス料の適用については、継続してワイドスターⅢ契約を締結していたものとみなして取り扱います。

(電話リレーサービス料の適用)

35 電話リレーサービス料の適用については、第39条(基本使用料等の支払い義務)及び料金表別記の規定によります。この場合において、ワイドスター契約、5 G契約、F OMA契約、F OMAユビキタス契約若しくはF OMA位置情報契約又は、X i 契約若しくはX i ユビキタス契約の解除と同時に新たにワイドスターⅢ契約を締結した場合における当該暦月の電話リレーサービス料の適用については、継続してワイドスターⅢ契約を締結していたものとみなして取り扱います。

(工事費の適用)

36 工事費の適用については、第43条(工事費の支払義務)の規定によるほか、料金表別記に 規定するところによります。

(その他のサービスに関する料金の適用)

- 37 料金明細内訳書の発行手数料及び用途別集計に係る手数料の適用については、第74条(料金明細内訳書の発行等)の規定によるほか、料金表別記に規定するところによります。
- 38 分割送付手数料の適用については、第75条(請求書の分割送付)の規定によるほか、料金表別記に規定するところによります。
- 39 支払証明書等の発行手数料の適用については、第76条(支払証明書等の発行)及びこの料金表通則の規定によるほか、料金表別記に規定するところによります。
- 40 通則第12項に規定する電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けているワイドスターⅢについて、支払証明書の発行を受けた場合であって、その発行が当該暦年における最初の発行であると当社が認めるときは、料金表別記の規定にかかわらず、その支払証明書の発行に係る手数料及び郵送料等の支払いを要しません。
- 41 番号案内料等の適用については、第72条(番号案内料等の支払義務等)及び料金表別記の 規定によるほか、次に定めるところによります。
 - (1) 相互接続番号案内の利用は通話モードにより行うものとし、番号案内接続通信料は料金表別記に規定する額を適用します。
 - (2) 番号案内料等免除者の取扱い、相互接続番号案内の問合せ番号等の数、番号案内料等の支払いを要しない場合については、番号案内事業者の契約約款の規定に準じて取り扱います。

(当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の通信の料金の取扱い)

- 42 当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の通信の料金については、次のとおり取り扱います。
 - (1) 過去1年間の実績を把握することができる場合機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日(初日が確定できないときにあっては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があったと認められる日)の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額
 - (2) (1)以外

把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均の通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

- (注)(2)に規定する当社が別に定める方法は、原則として、次のとおりとします。
- ア 過去2か月以上の実績を把握することができる場合

機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる各料金月における1日平均の通信の料金が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

イ 過去2か月間の実績を把握することができない場合

機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる期間における1日平均の通信の料金又は故障等の回復後の7日間における1日平均の通信の料金のうち低い方の値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

(料金等の臨時減免)

43 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、 臨時に、その料金又は工事費を減免することがあります。

(割引額又は割引予定額の開示)

- 44 当社は、当社が別に定める方法により料金その他の債務を一括して請求(以下この項において「一括請求」といいます。)している2以上の電気通信サービスにより構成される回線群(以下この項において「一括請求グループ」といいます。)に属する5G、Xi又はFOMAに係る契約者又はその一括請求グループを指定して一括請求を選択する申出をすることができる者に対し、その者がdカードお支払割(当社が別に定めるところにより提供するものをいいます。)の適用を受けることとなるときのその割引額又は割引予定額を確認することを目的として、その一括請求グループに関する料金その他の債務の一括請求先となる5G、5Ghomでんわ、Xi、Xiユビキタス、FOMA、FOMAユビキタス、FOMA位置情報、ワイドスター通信サービス又はワイドスターⅢ通信サービスに係る契約に関する事項を開示することがあります。
 - (注1) 第10項の当社が別に定める額は、当社のインターネットホームページに定めるところによります。
 - (注2) 当社は、第43項の規定により料金等の減免を行ったときは、関係のワイドスターⅢ通信サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

別記

1 削除

2 手続きに関する料金

		料金額
料金種別	単 位	次の税抜額(かっこ内 は税込額)
(1) 契約事務手数料	1契約ごとに	3,000円(3,300円)
(2) カード発行手数料	1枚ごとに	2,000円(2,200円)
(3) 名義変更手数料	1契約ごとに	2,000円(2,200円)
(4) 登録等手数料	1端末設備等ごとに	2,000円(2,200円)
(5) 保管手数料	月額1契約ごとに	400円(440円)
(6) その他の手数料	1の申込みごとに	別に算定する実費

3 ユニバーサルサービス料

		料金額(月額)
区 分	単 位	次の税抜額(かっこ内 は税込額)
ユニバーサルサービス料	1契約ごとに	2円 (2.2円)

(注) ユニバーサルサービス料は、ユニバーサルサービスの提供を確保するためにご負担いた だく料金であり、ユニバーサルサービス制度に係る負担金の変更があったときは、料金額 を見直します。

4 電話リレーサービス料

		料金額(月額)
区 分	単 位	次の税抜額(かっこ内 は税込額)
電話リレーサービス料	1契約ごとに	1円 (1.1円)

(注1) 電話リレーサービス料は、電話リレーサービスの提供を確保するためにご負担いただく 料金であり、電話リレーサービス制度に係る負担金の変更があったときは、料金額を見直し ます。

(注2) 電話リレーサービス料の支払いを要する暦月は、1年毎に当社が別に定めるものとし、 当社のインターネットホームページに掲示するものとします。	

5 請求書等の発行に関する料金

1契約について1通ごとに

	手数料の額
区 分	次の税抜額(かっこ内 は税込額)
請求書等発行手数料	200円 (220円)

6 工事費

区分	工事費の額
ワイドスターⅢ通信サービスに関する工事費	別に算定する実費

7 その他のサービスに関する料金等

(1) 料金明細内訳書の発行手数料

1契約について1通ごとに

	手数料の額
区 分	次の税抜額(かっこ内 は税込額)
料金明細内訳書の発行手数料	100円 (110円)

(2) 支払証明書等の発行手数料

1契約について1通ごとに

		手数料の額
	区 分	次の税抜額(かっこ内 は税込額)
発行手数料	支払証明書の発行に係るもの	400円 (440円)
	預託金預り証明書の発行に係るもの	400円 (440円)
	契約事項証明書の発行に係るもの	300円 (330円)

- (注1)料金明細内訳書又は契約事項証明書の発行を受けようとするときは、上記の手数料の ほか、郵送料(実費)が必要な場合があります。
- (注2) 支払証明書又は預託金預り証明書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、印紙代(消費税相当額を含みます。)及び郵送料(実費)が必要な場合があります。

(3) 分割送付手数料及び用途別集計に係る手数料

				手数料の額
区	分	単	位	次の税抜額(かっこ内 は税込額)
分割送付手数料		1契約について1	- 分割送付ごとに	150円 (165円)
用途別集計に係る手数料		1契約について1	集計ごとに	100円 (110円)

(4) 番号案内料等

□ /\	単位	料 金 額
区 分	単 位	次の税抜額(かっこ内は税込額)
番号案内料	1電話番号等ごとに	400円 (440円)
番号案内接続通信料		その契約者回線から番号案内事業者が提供する電気通信サービスの契約者回線へ の通信に係る料金額と同額

別表 1 付加機能

種 類

自動着信転送機能(転送電話)

留守番電話及び不在案内機能(留守番電話サービス)

迷惑電話おことわり機能(迷惑電話ストップサービス)

moperaU機能 (moperaUサービス)

接続先限定機能

位置情報通知機能

ダイレクトコネクト機能

鳴り分けナンバーサービス

別表2 ワイドスター皿通信サービスの契約者回線に接続される自営端末設備及び自 営電気通信設備が適合すべき技術基準及び技術的条件

技術基準及び技術的条件

契約者回線に接続される場合

ワイドスターⅢ通信サービスの 端末設備等規則 (昭和60年郵政省令第31号) データ伝送用設備端末等の接続の技術的条件

別表3 新聞社等の基準

1	玄 分	基	準
1	新聞社	次の基準のすべてを備えた日子 (1) 政治、経済、文化その他な ることを目的として、あまれ (2) 発行部数が1の題号につい	公共的な事項を報道し、又は論議す aく発売されること。
2	放送事業者	基幹放送局提供事業者又は一般 用いて放送を行う者にあってに)第2条に定める基幹放送事業者、 股放送事業者(有線電気通信設備を は、ラジオ放送(ラジオ放送の多重 ることを含みます。)のみを行う者 限ります。)
3	通信社	日刊新聞紙に掲載し、又は放送	-ス(1欄の基準のすべてを備えた 送事業者が放送をするためのニュー)をいいます。)を供給することを主

別表4 通信の優先的取扱いに係る機関名

機 関 名

気象機関

水防機関

消防機関

災害救助機関

秩序の維持に直接関係がある機関

防衛に直接関係がある機関

海上の保安に直接関係がある機関

輸送の確保に直接関係がある機関

通信役務の提供に直接関係がある機関

電力の供給の確保に直接関係がある機関

水道の供給の確保に直接関係がある機関

ガスの供給の確保に直接関係がある機関

選挙管理機関

別表3の基準に該当する新聞社等の機関

預貯金業務を行う金融機関

国又は地方公共団体の機関

別表 5 他社相互接続通信に係る協定事業者

	協定事業者	内容
1	固定電気通信事	2及び3以外の電気通信事業者
2	携帯電話事業者	電気通信番号規則(令和元年総務省令第4号)に規定する電 気通信番号を用いて携帯電話サービスを提供する協定事業者
3	国際電気通信事 業者等	国際電話等役務を提供する電気通信事業者

(注) 当社は他社相互接続通信に係る協定事業者名を、当社が指定するワイドスターⅢ 通信サービス取扱所において閲覧に供します。

別表6 相互接続通信の料金の取扱い

- 1 相互接続通信と他社相互接続通信を合わせて定めるもの
- (1) (2)以外のもの

接続形態		料金の取扱い等
1	発信側の電気通信設備 : 当社の契約者回線 着信側の電気通信設備 : 固定電気通信事業者 に係る電気通信設備	料金設定事業者 : 当社 料金を請求する事業者 : 当社 料金の支払いを要する者 : その通信の発信に係る契約者回線の契約者 料金に関するその他の取扱い : この約款に定めるところによります。
2	発信側の電気通信設備 : 固定電気通信事業者 に係る電気通信設備 着信側の電気通信設備 : 当社の契約者回線等	料金設定事業者 : 当社又は固定電気通信事業者 料金を請求する事業者 : 固定電気通信事業者 料金の支払いを要する者 : その固定電気通信事業者の契約約款に規定する者 料金に関するその他の取扱い : その固定電気通信事業者の契約約款に定めるところ によります。
3	発信側の電気通信設備 :当社の契約者回線 着信側の電気通信設備 :携帯電話事業者に係 る電気通信設備	料金設定事業者 : 当社 料金を請求する事業者 : 当社 料金の支払いを要する者 : その通信の発信に係る契約者回線の契約者 料金に関するその他の取扱い : この約款に定めるところによります。
4	発信側の電気通信設備 :携帯電話事業者に係 る電気通信設備 着信側の電気通信設備 :当社の契約者回線	料金設定事業者 :携帯電話事業者 料金を請求する事業者 :携帯電話事業者 料金の支払いを要する者 :携帯電話事業者の契約約款に規定する者 料金に関するその他の取扱い :その携帯電話事業者の契約約款に定めるところによ ります。

(2) 本邦外との間に係る相互接続通信(当社が提供する国際電話サービスに係るものを除きます。)

その通信と他社相互接続通信とを合わせてその通信に係る協定事業者がその 契約約款において定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いに ついては、その協定事業者の契約約款に定めるところによります。

2 1以外のもの

- (1) (2)以外のもの
 - ア 相互接続通信に関する料金は、他社相互接続通信に係る料金を除き当社が定めます。
 - イ 契約者回線から行った通信に係る料金は、その契約者回線の契約者が支払い を要します。
 - ウ 他社契約者回線又は公衆電話の電話機等から行った通信に係る料金は、その 契約者回線の契約者又は公衆電話の利用者が支払いを要します。

ただし、通信の料金を着信のあった契約者回線の契約者に課金する取扱いを受けた場合の相互接続通信については、その着信のあった契約者回線の契約者が支払いを要することとなります。

(2) データ通信モードによる相互接続通信 契約者回線との間の通信に係る料金は、その契約者回線の契約者が支払いを要 します。 附 則 (令和5年9月26日経企第2252号)

この約款は、令和5年10月11日から実施します。

附 則(令和5年12月19日経企第3308号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和6年1月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかったワイドスターⅢ通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則 (令和6年3月18日経企第4469号)

この改正規定は、令和6年4月1日から実施します。

附 則(令和6年5月1日経企第442号)

この改正規定は、令和6年5月15日から実施します。

附 則 (令和6年6月20日経企第1128号)

この改正規定は、令和6年7月1日から実施します。

附 則 (令和6年9月17日経企第2723号)

(実施期日)

1 この附則は、令和5年10月11日から実施します。

(契約事務手数料に関する経過措置)

2 この附則実施の日から当社が定める日までの間に、ワイドスター契約(当社が 定めるワイドスター通信サービス契約約款に規定するものをいいます。)の解除 と同時に新たにワイドスターⅢ契約の申込みをし、その承諾を受けたときの契約 事務手数料については、料金表別記2(手続きに関する料金)の規定にかかわら ず、支払いを要しません。

附 則(令和7年2月20日経企第5417号)

この改正規定は、令和7年3月1日から実施します。